

## 法務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
41	B 地方に対 する規制緩和	その他	外国人受入環境整備交付金についての運用改善	外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、 ・交付申請等のスケジュール ・対象となる事業の要件 ・対象経費、対象外経費の別に関する情報を提供すること。	同交付金については、1月中旬に初めて国から説明があり、要綱案等の提示があったのは1月末であった。本県の場合、当初予算の編成及び2月補正予算については、2月議会で提案するために作業を進める必要があり、その斤量は年内に完了している。このようなスケジュールでは、交付金を活用した事業の実施は非常に困難である。	日程に配慮いただくことにより、全ての都道府県が平等に、交付金を活用した事業実施を検討することができる。	平成31年2月13日 「外国人受入環境整備交付金(整備)交付要綱」 「外国人受入環境整備交付金(整備)公募要領」	法務省	秋田県、岩手県、豊橋市、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、大仙市、西和賀町、湯沢市、島根県、広島市、愛媛県、熊本県、小坂町、羽後町、東成瀬村		川崎市、富山県、豊橋市、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、大阪市、大阪府、大阪市、西和賀町、湯沢市、島根県、広島市、愛媛県、熊本県、小坂町、羽後町、東成瀬村	○平成31年度の事業実施にあたり、当県でも当初予算額の不足額が生じたため、2月補正により増額予定している。(※当県の状況…当県では、多言語による相談体制の拡充を図るため、平成31年度当初予算において一般財源により事業費を確保していた。その後、国交付金の説明・募集があり、当県では、交付金申請にあたる事業規模を拡大したため、採択に伴い事業費を増額する必要が生じた。このため、財政所管課とも調整し、来年2月補正により予算額を増額することとし、それまでの間は他の事業予算の流用にて対応することとした。) ○補正予算等の準備をすることはできず、既に補正予算を組んだとしても、1か月半程度の期間で整備費を執行することは不可能であると判断し、当初の整備費交付金の申請は見送った。 ○当初予算及び2月補正予算に係る府内手続の調整が間に合ったため交付申請することができたが、手続に係る準備期間は極めて短かつた。 ○当市においても、外国人受入環境整備交付金の活用に当たって、当初予算編成に間に合わず、一次募集に申請することができなかつた。	ご指摘を踏まえ、国の予算決定スケジュールとの関係で可能な限り早期に同交付金に関する情報提供を行ってまいります。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
41	交付金の活用にあつては、いかに有効な事業を実施し、成果を上げられるかが重要であり、検討と準備の時間を少しでも確保したいことから、早期の情報提供を要望するものである。 情報提供にあつては、事業立案に必要な内容はもちろんのこと、前年度から変更が生じた内容については、特に早期の提供をお願いしたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		ご指摘を踏まえ、国の予算決定スケジュールとの関係で可能な限り早期に、同交付金に関する前年度からの変更内容を含む事業立案に必要な情報の提供を行ってまいります。

法務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
105	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	首長申立てを行う市町村の基準の明確化	市町村長は、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2により、それぞれ、市町村長が、65歳以上の者の対象者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、成年後見審査の請求をすることができる。市町村長申立権の根拠である老人福祉法等の「その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、成年後見審査の請求をすることができる」と規定するところ、これで明確化する通知等が発出されれば、市町村間の調整が改善され、さらには、対象者の権利擁護にも寄与するものと考えられる。	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2	法務省、厚生労働省	茨木市	盛岡市、白河市、水戸市、川越市、江戸川区、横浜市、川崎市、十日町市、浜松市、豊橋市、大阪府、大阪市、川西市、南あわじ市、串本町、広島市、徳島県、高松市、宇和島市、久留米市、熊本市、中津市	○関係自治体との調整に時間を要しているため、全国どの地域でも成年後見制度が効果的に活用されるよう、国が示すガイドライン等があると効率的であると考える。 ○市町村が市町村長申立てを行った場合、対象者を住民基本台帳に登録している市町村の市町村長が後見等開始の審査の申立てを行うか、介護保険等のサービスの援護元が申立てを行うのか、現在、明確な基準がないところ、これを明確化する通知等が発出されれば、市町村間の調整が改善され、さらには、対象者の権利擁護にも寄与するものと考えられる。 ○市町村の現在地と居住地、援護元が異なるなど、複数の市町村が関わる場合、いずれの市町村が成年後見審査の請求を行うのか基準を明確にしてほしい。 ○このように理解すると、障害者施設や介護保険の住所地特例対象施設に入居する方については、複数の市町村が市町村長による成年後見審査の請求を行なうのか基準を明確にしてほしい。 一方で、対象者の状況をよく知ると考えられる援護元の市町村が、対象者をよく知らない事例が多い、などの理由で申立てを断るケースもあり、いずれの市町村が申立てをするか調整に難航することがある。その結果、調整に時間を要し、当該市町村において事務が生じる上、対象者の権利擁護に影響を与える可能性もある。	○関係自治体との調整に時間を要しているため、全国どの地域でも成年後見制度が効果的に活用されるよう、国が示すガイドライン等があると効率的であると考える。 ○市町村が市町村長申立てを行った場合、対象者を住民基本台帳に登録している市町村の市町村長が後見等開始の審査の申立てを行うか、介護保険等のサービスの援護元が申立てを行うのか、現在、明確な基準がないところ、これを明確化する通知等が発出されれば、市町村間の調整が改善され、さらには、対象者の権利擁護にも寄与するものと考えられる。 ○市町村の現在地と居住地、援護元が異なるなど、複数の市町村が関わる場合、いずれの市町村が市町村長申立てを行なうのか基準を明確にしてほしい。 ○このように理解すると、障害者施設や介護保険の住所地特例対象施設に入居する方については、複数の市町村が市町村長による成年後見審査の請求を行なうのか基準を明確にしてほしい。 一方で、対象者の状況をよく知ると考えられる援護元の市町村が、対象者をよく知らない事例が多い、などの理由で申立てを断るケースもあり、いずれの市町村が申立てをするか調整に難航することがある。その結果、調整に時間を要し、当該市町村において事務が生じる上、対象者の権利擁護に影響を与える可能性もある。	成年後見審査の請求を行う主体については、成年後見審査を必要とする者の生活実態や支援の環境等が個人ごとに様々なことを踏まえ、関連する自治体間の調整に委ねられてきたところであり、一律に方針を示すことは難しいと考えており、提案自体以外の自治体の意見も聞きながら慎重に検討する必要がある。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
105	追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例からも、現状では自治体間の調整に時間が必要していることが確認できる。 成年後見等開始の審判も、制度を理解し自己決定の上、本人申立て・親族申立てが望ましいと考えている。よって、首長申立ては最終手段であり、本人の権利擁護の観点から迅速な対応が必要な事例もあると考える。 生活の拠点を置く自治体が成年後見審判の請求を行う主体になるのか、介護保険等の保険者になっている自治体が主体になるのが慎重な検討をする必要があるかと考えられるが、一律の方針を定めていただきよう配慮いただきたい。 また、もし現状のとおり事例ごとに調整を加えていくとした場合に、自治体間の調整の結果、いずれかの自治体が請求を行うことになればよいか、どの自治体も対応せず、成年後見等を必要とする者は権利擁護の観点上、その人に不利益が生じた場合にどこがどう対応していくべきなのかは示していただきたい。	【十日町市】 成年後見制度は対象者の権利擁護の為の制度と認識している。そのため慎重に検討する必要はあると思うが、基準を明確化することにより、市町村間の調整時間を短くし、使いやすい制度として申立てを迅速に行い、支援を必要している人にこの制度をつけ、対象者の権利擁護を早期に行うことが必要と考える。よって居住地の市町村が申立てを行うことを基準とし明確化することを要望する。 【浜松市】 複数の市町村が関わる場合、いずれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの基準がないと、調整にも時間がかかり、スムーズな申立て支援に繋がらない。今後増え続けるであろう首長申立て支援をスムーズに行うためにも一定の基準を示していただきたい。 【大阪府】 一律の基準や考え方が示されない場合、自治体間の調整に時間がかかることが想定される。その結果、本人に不利益が生じる一例つながりかれないことから、一定の方針をお示しいただくか、具体的な例示を複数示していただきなど、各自治体の取り扱い状況や事例を把握し、速やかな申立てができるよう一定の基準をお示しいただきたい。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		これまで市町村長による審判の請求にあたっては、当該者の実情を把握しうる立場にある市町村長に対し審判の請求権を付与することとし、自治体ごとに運用のルールを定めていただいているところであるが、このことは成年後見審判を必要とする者の生活実態や支援の環境等が個人ごとに様々であることを踏まえ関連する自治体間の調整に委ねられてきたところ。自治体におけるこれまでの運用経緯もあることから、一律に方針を示すことに対する影響等について、提案自治体以外の自治体の意見も聞きながら慎重に検討する必要があるため、今後、国において必要な調査を行い、その結果に基づいて検討を行うこととした。	

法務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
118	B 地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする	不動産取得税については、固定資産税と同様に不動産の所有権移転登記時に登記申請書を閲覧して不動産の取得について調査し、添付されている不動産の固定資産評価額等を含めて必要な事項を手書きで写している。 ついては、不動産取得税も固定資産税に係る地方税法第382条第1項と同様の規定を設けて、都道府県にも登記所からの通知が行われるように地方税法を改正し、登記所への提出件数: 約11万5,000件+10%の見直し、登記所への提出件数: 約1,000回。全国地方税務協議会が平成30年6月に都道府県を対象に行ったアンケートでは、不動産取得税課税資料について、過去に法務局に電子データによる提供を求めたが、法的根拠がないため断られたと複数の県が回答しました。令和1年1月「登記情報システム」が更改され、登記所から市町村への地方税法第382条第1項の通知についてはオンラインにより提供可能となる。これについて、本県税務課が総務省に照会し、都道府県にて提供されるが確認したところ、こうしたことは想定していない旨回答があった。	【現行制度】 手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。のように、人の労力が大多くなっている。平成29年度収集実績: 約11万5,000件+10%の見直し、登記所への提出件数: 約1,000回。	地方税法第20条の11、第382条第1項	総務省、法務省	埼玉県	全国地方税務協議会(平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ)全国アンケート(平成30年8月実施)※一部抜粋 平成31年4月26日発出総税第31号「市町村長と登記所との間ににおける地方税法に基づく通知のオンライン化について」	青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京府、神奈川県、富山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県 ○当県においては、登記所に出向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としているが、資料が紙ベースであることから、賦課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。 ○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口、電話応対が手薄になるといった問題もある。 ○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で127件、約950万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。	【総務省】 現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく問い合わせながら、法務省と必要な対応を検討をしてまいりたい。 【法務省】 要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。		
144	B 地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税の課税資料として、都道府県が登記情報電子データの提供	【課税制度】 不動産取得税は、地方税法第4条第2項第4号の規定により道府県が課するものであり、不動産を取得した者に対して課される税金である(同法第73条の2第1項)。不動産の取得の事実については、不動産の取得者による申告(当該不動産の所在地の市町村を経由)又は不動産の所在する市町村長が自ら取得の事実を発見した場合に、都道府県知事へ報告する旨が規定されている。 また、現行の制度内においては電子データを提供することができるが、その旨を関係機関(各都道府県等)に周知していただきたい。なお、登記情報電子データを都道府県が活用できることによっては、月1回程度の提供を受けることが望ましい。	【提案実現による効果】 法務局調査で閲覧した内容の書き写し誤りや把握漏れによる課税誤り、課税漏れを防ぐことができ、より適正かつ、公正な賦課徴収が可能となるほか、収集業務の大大幅な削減等がなされ、早期課税を行ふことができる。 【支障などについての改善】 不動産取得税の適正な課税を行うに当たっては、申告があった場合はその内容が真正なものであるかを確認するため、また、申告がなされない場合は、所有権取得の事実を捕つたため、官公署との協力要請(地方税法第20条の11)により県税事務所職員が法務局に赴き、登記申請書類等を全て閲覧し、所有権移転登記に係る登記情報書き写しており、膨大な作業を要している。(平成30年度における登記申請書の閲覧、書き写しについては、千葉地方税務局及びその支所等15か所へ、地域を管轄する県税事務所職員が毎月4回程度(1回に2~4人)赴き、約10万件を書き写している。) この収集方法は、調査に多くの時間及び人員を必要とし、また、書き写し誤り等による課税誤りの恐れがある。 【解決策】 「求める措置の具体的な内容」とおり。	地方税法第20条の11、地方税法第382条	総務省、法務省	千葉県	(資料1)平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ(總務省:法務省) (資料2)平成30年度不動産取得税事務効率化検討ワーキンググループ全国アンケート ○当県においては、登記所に出向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としている。資料が紙ベースであることから、賦課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。 ○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口、電話応対が手薄になるといった問題もある。 ○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。 ○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。	【総務省】 現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく問い合わせながら、法務省と必要な対応を検討をしてまいりたい。 【法務省】 要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。			
157	B 地方に対する規制緩和	その他	許認可事務における規制緩和	法律や施行規則で法人登記申請簿(登記事項証明書)の添付を求めているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿原本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	法人である事業者が許認可等の申請を行う場合、法令の規定により、添付書類として法人登記簿原本(登記事項証明書)が必要となることが多く、複数の申請を行う事業者にとって、申請の度に法人登記簿原本(登記事項証明書)を準備することは時間的、コスト的に負担となっている。 また、内閣府が進めている各省庁のデジタルガバメント中長期計画(ex.法務省)において、法人登記情報の連携が国の行政機関間でなされる見通し。 当該情報連携の対象を、地方自治体にまで広げることで、地方の電子化の推進を図り、事業者のさらなる時間的・コストの負担の軽減に繋がることから、より一層の効果が期待でき、国の施策にも合致するものである。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律	内閣官房、総務省、法務省	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	埼玉県、新潟市、愛知県、島根県、福岡県 ○公益法人・移行法人の届け出において法人の登記事項証明書の取得・提出の失念があり、取得し提出しなおしていただいた例がある。	登記事項証明書について、「デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)等に基づき、行政機関間の情報連携の仕組みの構築を進めているところ、具体的には、法人の登記事項証明書について、行政機関間の情報連携の仕組みを2020年度(令和2年度)内に運用を開始する予定である。当該仕組みを利用して行政機関が法人の登記事項証明書に係る情報の確認することにより、申請者による法人の登記事項証明書の提出を不要とすることが可能となる。また、当該仕組みは、国の行政機関における情報連携の開始後、その実施状況を踏まえ、地方公共団体における情報連携についても検討していく予定である。 上記のとおり、今後、地方自治体との情報連携も検討し実現されることにより、御提案の内容については実質的に措置されることになり、登記情報提供サービスでの対応を求める実益がなくなるものと考えている。			
178	B 地方に対する規制緩和	その他	戸籍法48条1項受理證明書について、請求を認められるケースとしては、児童扶養手当を受ける場合や、携帯電話の家族割りを申し込む場合等にかかるが、戸籍がない外国人は、受理證明が届けられることによってしか身分関係を認められないが、出生だけとなっているが、出生や婚姻・離婚を認する證明書として受理證明書を求める場合に、受理證明の請求は届出人本人にしか認められていないため、届出人の委任人が準備できない場合や届出人が死亡してしまった場合等、届出人でない父母や子が必要としているといった事態が発生している。	身分関係を証明する書類の提示を求める場合は、児童扶養手当を受けるのは、戸籍法48条1項受理證明書の請求を認められるが、戸籍がない外国人は、受理證明が届けられることによってしか身分関係を認められないが、出生だけとなっているが、出生や婚姻・離婚を認する證明書として受理證明書を求める場合に、受理證明の請求は届出人本人にしか認められないが、届出人の委任人が準備できない場合や届出人が死亡してしまった場合等、届出人でない父母や子が必要としているといった事態が発生している。	出入国管理及び難民認定法並びに法務省設置法の一部を改正する法律が可決されたことにより、外国人労働者の受け入れが拡大され、今後、身分関係を示す書類が必要なケースが増加するることは明白である。提案の実現により、外国人住民の利便性向上に加え、虚偽の請求等によるトラブルの回避にもつながる。	戸籍法第48条第1項・第2項、第25条第2項、第40条第1項、第2項第3号 戸籍法施行規則第58条第2号、昭和24年3月23日付け民事甲第3961号民事局長訓答、昭和24年11月10日付け民事甲第2616号民事局長通達	法務省	豊田市	豊小牧市、ひたちなか市、桶川市、柏市、川崎市、高山市、浜松市、豊橋市、春日井市、西尾市、豊明市、宇都宮市、島本町、徳島市、宮崎市 ○受理證明の請求は届出人本人にしか認められておらず、委任状が準備できない場合等、届出人が死亡してしまった場合等、届出人でない父母や子が必要としているといった事態が発生している。また、届けられることによってしか身分関係が認められないが、届出人によっては別々の配偶者が来た際に現状交付できない。成年被後見人がなくなつて、後見人が裁判所に提出するために必要と請求をしにきたが、判断ができなかつた。	届出の受理又は不受理の処分は、届出人に対する処分であり、届出人が、特に創設の届出につれて、受理により身分関係が形成されたことを明らかにする必要があること等から、戸籍法第48条第1項により受理・不受理についての註明書を市区町村長に請求することが認められている。また、届けられることによってしか身分関係が認められないが、届出人によっては別々の配偶者が来た際に現状交付できない。成年被後見人がなくなつて、後見人が裁判所に提出するために必要と請求をしにきたが、判断ができなかつた。			

管 理 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
118	<p>地方税法の規定では、市町村は県に不動産の取得事実及び不動産価格を県に通知することになっているが、この業務は、経費及び業務の面で市町村に過大な負担となることから、県では、登記所で登記申請書類を開票、調査し必要事項を手書きで入力票を書き写している。</p> <p>また、市町村から紙で情報を入手しても電子データ化のために県の費用負担が必要となる。仮に、電子データ入手できても、各市町村では県に渡すためのデータ化の費用を要するほか、システム異なることから、県が活用するためには改めてフォーマットを修正するなど費用や時間を要する。</p> <p>さらに、登記情報システムに対応する予定がない市町村もあり、金額で市町村から電子データ入手することは困難である。</p> <p>これに対し、登記所からLGWANを通じて直接電子データ入手することで、次のメリットがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県・市町村ともデータの費用や通知する業務が大幅に軽減される。</li> <li>② フォームマートで市町村のデータが入手可能となる。</li> <li>③ 登記情報システムに対応していない市町村も含め、市町村のデータが入手可能となる。</li> </ol> <p>以上のとおり、改正の上、固定資産税と同様の方法でLGWANを通じて電子データの入手を可能としていただきたい。現状を踏まえたものと改められる。</p> <p>最終的な提案実現を前提に、法改正や国側のシステム対応がなされるまでの間は、登記所から県への金額で市町村分のデータ提供の仕組みの実効性を担保した上で、LGWAN以外の方法での電子データの受け渡しも考えられる。</p> <p>国・地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという視点で御検討いただき、是非とも本提案の採用をお願いしたい。</p>		<p>【鳥取県】</p> <p>登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っており、法務省のシステム更新がなされた令和2年度以降においてもシステム改修費用の一大堆がないことや、台帳と登記とのそれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意図ではなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが良い将来のこととなってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務局から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。</p> <p>【山口県】</p> <p>本県では、登記所から市町村が登記済通知に係るデータの提供を受けるに当たっては、登記所と市町村との間の合意をしているところ、その合意の内容上、市町村から都道府県への登記済通知に係るデータの提供が許容されるのが明確でないとの指摘があるため、今後については、市町村から直接市町村へ登記済通知に係るデータを提供することが可能となる。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても検討すべきであり、現行の協力要請規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにしていただきたい。</p> <p>これらの対応によってなお、市町村が登記済通知に係るデータを入手することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の1を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを入手することを可能にする方策について、検討してまいりたい。</p>			<p>令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方策をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにして、あり路などいる課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。</p> <p>また、併せて都道府県が登記所から登記情報電子データの提供を受ける方策についても検討すべきであり、現行の協力要請規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにしていただきたい。</p> <p>市町村がオンラインで登記済通知に係るデータの提供を受けるには、LGWANに接続されることでできる環境が整っているればよく、市町村側システム改修の必要はない。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても、LGWANを通じてその明確化について検討していただきたい。</p> <p>現行制度では、不動産の取得の事実について、地方税法第73条の18を根拠に市町村は都道府県へ通知することになっており、登記済通知に係るデータについても令和2年1月の法務省の登記情報電子データの更新によりオンラインで市町村が提供を受けられるようになれば同様に基づき市町村から都道府県にこれを提供して通知することが可能となる。</p> <p>また、併せて都道府県が登記所から登記情報電子データの提供を受けるには、LGWANに接続されることでできる環境が整っているればよく、市町村側システム改修の必要はない。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても、LGWANを通じてその明確化について検討していただきたい。</p>		
144	<p>地方税法第73条の18及び第73条の22では、市町村が不動産の取得の事実を把握した場合には、不動産の価値と合わせて都道府県に通知することとなっている。</p> <p>今回、登記情報の電子データが登記所から市町村に提供されかゝり、そのデータについて市町村が都道府県に提供されることを法務省が許可すれば、将来的には都道府県もデータの取得が可能となる、という考え方にはこの規定を踏まえたものと改められる。</p> <p>しかし、令和2年1月の法務省システムによるオンライン化に先立ち、平成18年3月から、登記所と市町村の間ににおいてUSBモードによるデータの提供が可能とされているが、実態としては、県内市町村における登記所の電子データを活用している例は複数見られるが、主に市町村が登記業務に電子データを使用するためは多額の費用を要し、簡単には対応できないと考えられる。</p> <p>その後、オンライン化の環境が整備されたとしても、市町村が登記所の電子データをシステム利用できる環境を整えない限り、市町村が登記所から電子データを取得し、そのデータを都道府県に提供されるという状況は実現しない。</p> <p>こうした状況の中、早期に提案事項を実現させたために、地方税法による規定整備または関係機関との協力関係の確立によって、都道府県が登記所から電子データを直接取得することが最もであるとともに、現制度下の支障を改善する地方分権改革の趣旨にも沿うものと考え、提案したものである。</p>	有	<p>【鳥取県】</p> <p>登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っており、法務省のシステム更新がなされた令和2年度以降においてもシステム改修費用の一大堆がないことや、台帳と登記とのそれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意図ではなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが良い将来のこととなってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務局から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。</p> <p>【山口県】</p> <p>本県では、登記所から市町村が登記済通知に係るデータの提供を受けるに当たっては、登記所と市町村との間の合意をしているところ、その合意の内容上、市町村から都道府県への登記済通知に係るデータの提供が許容されるのが明確でないとの指摘があるため、今後については、市町村から直接市町村へ登記済通知に係るデータを提供することが可能となる。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても明確化について検討してまいりたい。</p> <p>これらの対応によってなお、市町村が登記済通知に係るデータを入手することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の1を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを入手することを可能にする方策について、検討してまいりたい。</p>			<p>令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方策をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにして、あり路などいる課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。</p> <p>また、併せて都道府県が登記所から登記情報電子データの提供を受ける方策についても検討すべきであり、現行の協力要請規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにしていただきたい。</p> <p>市町村がオンラインで登記済通知に係るデータの提供を受けるには、LGWANに接続されることでできる環境が整っているればよく、市町村側システム改修の必要はない。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても、LGWANを通じてその明確化について検討していただきたい。</p> <p>現行制度では、不動産の取得の事実について、地方税法第73条の18を根拠に市町村は都道府県へ通知することになっており、登記済通知に係るデータについても令和2年1月の法務省の登記情報電子データの更新によりオンラインで市町村が提供を受けられるようになれば同様に基づき市町村から都道府県にこれを提供して通知することが可能となる。</p> <p>また、併せて都道府県が登記所から登記情報電子データの提供を受けるには、LGWANに接続されることでできる環境が整っているればよく、市町村側システム改修の必要はない。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても、LGWANを通じてその明確化について検討していただきたい。</p>		
157	<p>2020年度に国の行政機関で登記事項証明書の情報連携ができる仕組みの運用が開始された後、予定されている地方公共団体における情報連携についての検討を確実にかつできる限り早期に実現していくいただきたい。また、当該仕組みは、地方公共団体が容易に利用できるものにしていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>				<p>法人の登記事項証明書の添付書類を実現するための情報連携の仕組みについて、国の行政機関における情報連携の開始後、可能な限り早期に地方公共団体における情報連携を実現できるよう検討を行う予定である。また、当該仕組みについて、地方公共団体が容易に利用できるものとするよう検討を行う予定である。</p>	
178	<p>戸籍法第48条第2項における、「特別の事由」に該当するかどうかは個別具体的な検討により判断されるとのことだが、市町村判断で検討し発行可否を決めるということであろう。そのため、今回の支障について解決に至るものと想える。</p> <p>市町村判断でないとすると、地方法務局と検討することになると思われるが、発行基準が明確になっていない以上、その都度照会をかけていては事務量や請求者の拘束時間が格段に増加することになる。</p> <p>実務的な部分も考慮したうえで、市町村判断でということであればその旨を明記していただきたい。</p>		<p>【春日井市】</p> <p>受理証明書は、届出の受理により身分関係が形成されたことを明らかにするものであるが、届出人に限らず親族等の利害関係人も必要となる場合がある。特に出生届について、父母は同順位の届出義務者であるにもかかわらず、届出人でない側が申請したが取得できずトラブルとなるケースがある。また、届書記載事項証明書について、請求の都度書きを作成することは困難であり、通常は届書の写しをもって交付しているが、受理証明書は比べ多くの個人情報を記載されている。受理証明書は、記載事項証明書より限定された内容であるにもかかわらず、申請者の範囲が記載事項証明書より厳格であることについては疑義があると考える。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>記載事項証明書の請求が市区町村長宛てにされた場合の当該請求の要否は、一般的には市区町村長において判断していただこととなるが、その場合には、戸籍法第48条第2項の趣旨及び個別事例についての先例の解釈との整合性を図り、判断する必要がある。</p> <p>なお、市区町村長において、「特別の事由」の存否について疑義があるときは、管轄の法務局宛て照会願いたい。</p> <p>よって、受理証明書の申請者が届出人に限られている理由については、一次回答でお示したおりである。</p>	

法務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
207	B 地方に対する規制緩和	その他	戸籍関係証明書のオンライン請求に係る本人確認の簡素化	法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項において、電子署名が必須とされているが、これを総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書きと同様に、行政機関の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない旨を規定することを求める。	郵送での請求が可能な戸籍関係証明書の交付について、オンラインでの請求では電子署名を必須とする規定となっているが、マイナンバーカードが必要となること、さらにはICカードリーダーを用いてはならないことから、現行制度ではオンライン請求をするためにICカードリーダーを準備する必要があり、利害者の自己負担が生じるなど、利用者が簡単に申請できるシステムの構築が困難になっている。	オンライン申請時にマイナンバーカードやICカードリーダーが不要となり市民の利便性が向上する。	法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第2項	法務省	市川市	川崎市、高山市	—	オンラインにより戸籍謄本等を請求する場合においては、電子署名を行わなければならないとされている(戸籍法施行規則第70条の3第2項)。他方、行政手続等における情報技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項たゞし書においては、電子署名のほか、行政機関の長が指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでないとされる。戸籍謄本等は、個人のプライバシー個人情報が記載された証明書であり、請求者の本人確認は慎重に行われるべきものである。その点、電子署名はオンライン請求における本人確認の手段としては信頼性の高い方法であると考える。技術革新によって、電子署名よりも簡便かつ信頼性の高い方法が構築されると想われるが、現時点においては電子署名によるほかないと考えられる。したがって、要望に応じることは困難と考える。	各府省からの第1次回答
208	B 地方に対する規制緩和	その他	一部事務組合における不動産の登記手続の簡素化	現状、一部事務組合が所有する不動産の登記手続の簡素化	【一部事務組合】都道府県における事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体であり、構成団体の議決を経た協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設置されるもの。 【支障事例】現状、一部事務組合の「名称」「所在地」「管理者」(を都道府県知事の名で証明)の提出を求められるが、これを設立許可書の写し、「組合規約」の確認等へ変更することとする。 上記提案が困難であるならば、年間に登記申請を複数回行う団体があることを考慮し、資格証明書について法務局からの原本返付を認めること。 【支障解消策】組合規約の確認や組合側への管理者の確認は、法務局窓口でも受け得るものである。また、規約等の真正性については、地方自治法に基づき設置された特別地方公共団体の執行機関たる管理者が「原本証明」することで担保されるものと考えられる。	一部事務組合によっては、登記手続が当該組合の内部手続のみで完了することとなり、また、都道府県においては、煩雑な事務手續(年間10~20件程度)が不要となるなど行政の効率化が図られる。	なし	法務省	静岡県、埼玉県、南豆衛生プラント組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合、三島市外五ヶ市町箱根山組合、三島函南庄地区行政組合、富士市南東消防組合、裾野市長泉町衛生施設組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、御殿場市・小山町広域行政組合、駿豆学園管理組合、共立蒲原総合病院組合、志太広域事務組合、大井上水道企業団、駒込学園管理組合、牧之原市菊川市学校組合、相模園管理組合、袋井市森町広域行政組合、浜名湖魁組企業団、浜名学園組合、東遠工業用水道企業団、掛川市・袋井市病院企業団	宮城県、長岡町	○同様の事例として、農政局への肥料取締法に基づくコンポストの登録証の住所変更手続きについて、一部事務組合の資格証明書の提出を求められた事例があり、都道府県は證明根拠を有しておらず対応が難しい。	一部事務組合が登記手続を行う際には、添付情報の一つとして、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報を提供する必要があります(不動産登記令(平成16年政令第379号)第7条第1号)。登記官は、提供された情報から、申請人が一部事務組合の代表者であることを確認しているところ、一部事務組合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て設立され、その組織、事務及び規約の変更等についても、総務大臣又は都道府県知事の許可が必要であるとされ、また、解散についても総務大臣又は都道府県知事への届出が必要とされていることから、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報としては、当該一部事務組合の設立許可書を行った総務大臣又は都道府県知事への届出が必要とされていることから、当該一部事務組合の「名称」「所在地」「管理者(管理者等)」を証明した画面を提供するよう求めざるを得ない。「設立許可書の写し」「組合規約」では、登記申請時における一部事務組合の代表者の資格を証することができる。登記の真実を担保することができない」として、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報として「設立許可書の写し」「組合規約」に足りる限りの取扱いである。他方で、登記申請の添付書面の原本返付については、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第55条第1項により、当該申請のためのみ作成された書面等を除き、返付することが認められており、総務大臣又は都道府県知事が作成した証明書についても、他の登記申請において使用するものであれば、現行の制度においても返付に応じているところである。	各府省からの第1次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
207	御回答の趣旨については承知した。 しかし、現状の電子署名による本人確認は、請求者がPCとICカードリーダーを用意しなくてはならないことから、利便性が高いシステムとは言えないと考えている。 今後の技術革新により、安全性を確保しつつ請求者の利便性の向上が図られる場合には、積極的な対応をお願いしたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		一次回答により御理解いただいたものと認識。
208	一部事務組合から届出義務等のある規約の内容については、都道府県で証明等せざるを得ないことは承知した。 また、添付書類の原本返付により一定の事務の効率化が見込まれるため、今後一部事務組合に周知を図っていく。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		一次回答により御理解いただいたものと認識。

法務省 第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
229	国において、法第26条による通報を行う矯正施設を対象に通報の現状等を調査し、実態把握に努めていただきたい。 その上で、「具体的な支障事例」に記載しているような事例が生じないよう、通報対象者及び運用に係る基準を明確にしていただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		精神保健福祉法第26条に基づく矯正施設の長からの都道府県知事に対する通報の取扱いに関する考え方については、提案自治体から提示された支障事例等を踏まえ、関係府省と協議しつつ、対応方針について引き続き検討してまいりたい。
274	国土交通省の公表している事例集においては、空家等に対する債権を有していないくとも、空家特措法上の債務があることを理由に地方公共団体に申立権が認められ、事例も記載されているが、京都における場合は、家庭裁判所から、債権を有していないけれども、申立ては困難といふ旨を示されている。空家特措法上の債務を理由に利害関係人として認めることは可能か否かについては、國交省の一般的な解説で示されているわけでもなく、裁判所によると、対応にばらつきがあることから、地方公共団体が必要に応じて自らの判断で申立てを行えることができるよう、地方公共団体に対して財産管理人選任申立権を付与すべきである。 法務省の第一次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の宗旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点を踏まえた上で、今回求められた措置は不在者等の利益を損なうものではなく、公益性及び必要性が高いことに鑑み、慎重な検討ではなく積極的な検討をお願いしたい。 また、所有者不明土地について、地方公共団体が財産管理人として選任されたとき、空家と敷地の所有者が一致する場合には管理人が空家にいても管理することができるとされているが、そもそも対応に苦慮している特定空家等は、土地と建物の所有者が異なる場合が多く、その場合は所有者不明土地の特措法第38条の規定では対応できない。	【米子市】 事例集によって、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合の財産管理制度の適用事例を示していたとしていることは承知しているが、地方公共団体が財産管理制度を行使を示していくことができる「利害関係人」におけるかどうかについても別途事件による判断となっており、地方公共団体としては債権になどざるを得ず、特定空家等の改善に向けた取組が進めていく状況にある。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条の規定と同様に、所有者不明の空き家に対する地方公共団体の財産管理人選任の申立権を法で明確にすることにより、空き家の活用・除却を促進することが可能となり、管理不全な空き家の改善につながると考える。 また、所有者不明土地について、地方公共団体が財産管理人として選任されたとき、空家と敷地の所有者が一致する場合には管理人が空家にいても管理することができるとされているが、そもそも対応に苦慮している特定空家等は、土地と建物の所有者が異なる場合が多く、その場合は所有者不明土地の特措法第38条の規定では対応できない。	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○提案団体や追加共同提案団体の事例のように、空家対策の一環として地方公共団体が財産管理人制度を活用しようとした際に、民法第26条及び第95条の「利害関係人の申立権」に該当しないことの理由として、財産管理人選任の申立てが認められなかつた、あるいは断念した事例については、その実態を踏まえに把握していただきたい。 ○特定空家に限らず、空家に関する必要な措置を適切に講ずる空家対策法上の義務は全ての市町村が負うにもかかわらず、財産管理制度を活用しようとしても、債権を有している者の事情により利害関係人として認められる場合でなければ当該制度を活用できない現状を踏まえ、一定の場合には、地方公共団体に申立権を付与し、財産管理制度の活用を促進すべきではないか。 ○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法において、周囲に悪影響を及ぼしている「土地」については財産管理人の申立権に係る特例が既に設けられているが、この特例が活用できないケースにおいて、周囲に悪影響を及ぼしている「空家」について財産管理人の申立てが可能となるよう、空家対策法上にも同様の特例を設けるべきではないか。 ○法務省の第一次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点から考えても、「土地」については申立権の特例を認めて、「空家」については申立権の特例を認めない理由はないのではないか。	【総務省、国土交通省】 提案書類に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することどきたい。 【法務省】 ご提案については、今後、自治体に対する調査の結果を踏まえ、空家対策における市町村の役割やその負担の在り方等の行政的観点から検討が行われるものと承知しているが、法務省としても、関係省庁と連携して、民事基本法制を所管する立場から必要な検討をしてまいりたい。		